

児童相談所 実情調査結果

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

児童相談所実情調査概要

1 調査目的

依然として児童虐待の不幸な事件が発生しており、特に、児童相談所等の福祉機関が関わりながら、未然防止できなかつた事例が起きている事を踏まえ、児童相談所における職員の専門性の確保のための取り組みや業務の方法等についての実情を把握するため、調査を実施。

2 調査時点

平成16年10月1日現在。

(訪問調査は平成16年11月11日～平成17年4月22日にかけて実施)

3 調査手法

- 各都道府県・指定都市に調査票（本庁所管課用、児童相談所用）を配布して実施。
- 併せて、平成16年度下半期（平成16年11月11日富山県調査～平成17年4月22日鹿児島県調査）にかけ、各都道府県・指定都市の児童相談所1か所（計60か所）について、当局職員と外部有識者が、直接訪問して聞き取り調査を実施。

1. 所管課に対する調査

- ① 教員・警察官との人事交流状況（常勤）[H16年度]
- ② 教員・警察官の活用状況（非常勤または嘱託）[H16年度]
- ③ 児童福祉司OB等の活用状況 [H16年度]
- ④ 行政不服申立て件数の推移 [H14年度～H16年度]
- ⑤ 今後の児童相談体制について
- ⑥ 児童相談所における人事異動の基本的な考え方について
- ⑦ 平成11年度以降の職種別職員の増減状況と理由について
- ⑧ 職員の有する相談技術等の伝播、集積のための取り組みについて
- ⑨ 児童相談所職員のメンタルヘルス対策について
- ⑩ 児童相談所の現状認識、バックアップ体制について
- ⑪ 死亡事例などに対する検証体制について
- ⑫ 貴都道府県（市）における児童相談所の独自の取り組み（相談体制の強化等）について
- ⑬ 児童相談所における緊急時の対応、休日・夜間の相談体制について
- ⑭ 業務省力化のための取り組み内容について
- ⑮ 各関係機関との連携の現状と課題について
 - ・福祉事務所（家庭児童相談室）
 - ・児童家庭支援センター
 - ・児童委員・主任児童委員
- ⑯ 児童虐待防止ネットワークの課題について

2. 児童相談所に対する調査（訪問調査実施相談所（60か所））

◎ 訪問調査実施相談所一覧表

- ① 立入調査等の実施状況について [H15年度]
 - ・立入調査件数
 - ・警察官の援助件数
 - ・知事の勧告件数
- ② 常勤職員の平均在任期間（職種別：過去3年の平均）
- ③ 困難ケース数及び児童相談所職員が加害行為を受けたケース数
- ④ 児童福祉司の平均担当ケース数
- ⑤ 開所時間について
- ⑥ 外部識者等からのスーパービジョンの状況について
- ⑦ 医師、弁護士との協力関係について
 - ・医師
 - ・弁護士
- ⑧ 所内研修の実施状況について
- ⑨ 所長の児童相談所についての現状認識について
- ⑩ ケースの進行管理状況について
- ⑪ 児童票の記載内容の確認について
- ⑫ ケースに対するアセスメントや総合診断の方法について
- ⑬ 施設入所児童の自立支援計画の見直しの関わり方について
- ⑭ 施設入所後の保護者指導の状況について
- ⑮ 施設退所後の児童及び家庭へのフォローアップ体制について
- ⑯ 現行の児童相談体制の課題、問題点について
- ⑰ 関係機関との連携方法及び課題について
 - ・警察
 - ・教育機関
 - ・保健機関
 - ・医療機関
 - ・民間団体
- ⑯ 市町村に対する援助として考えられる内容について
- ⑰ 一時保護所の体制・対応について
 - ・勤務体制
 - ・非行児童が入所した場合の対応
 - ・行動自由の制限の対応
 - ・学習保障の対応
 - ・長期化の要因分析と対応策
- ⑲ 児童相談所の改善のために必要と思われる措置、要望について
 - ・ソフト面の要望
 - ・その他の要望

所管課に対する調査

(注) 本文中に記載される文言の取扱い

- ・「児相」 = 児童相談所
- ・「一保」 = 一時保護所
- ・「婦相」 = 婦人相談所
- ・「児家セン」 = 児童家庭支援センター
- ・「家児相」 = 家庭児童相談室

1. 所管課に対する調査

① 教員、警察官との人事交流状況(常勤)

教員との人事交流を行っているのは、60都道府県中、21県・市(35.0%)となっている。

平成16年度

	総数	教員	警察官
全 国	91	91	0
宮 城 県	4	4	0
茨 城 県	3	3	0
群 馬 県	2	2	0
千 葉 県	25	25	0
神 奈 川 県	5	5	0
石 川 県	2	2	0
岐 阜 県	6	6	0
静 岡 県	5	5	0
三 重 県	10	10	0
広 島 県	1	1	0
高 知 県	2	2	0
佐 賀 県	2	2	0
長 崎 県	1	1	0
熊 本 県	4	4	0
宮 崎 県	2	2	0
仙 台 市	4	4	0
千 葉 市	2	2	0
名 古 屋 市	1	1	0
広 島 市	3	3	0
北 九 州 市	6	6	0
福 岡 市	1	1	0

※ 教員・警察官との人事交流を行っている都道府県・指定都市を計上

③ 児童福祉司OB等の活用状況

児童福祉司OB等を活用している自治体は、60都道府県中、16都府県市(26.7%)となっている。具体的には、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、京都府、広島県、山口県、長崎県、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市である。

② 教員、警察官の活用状況(非常勤職員または嘱託)

教員、警察官の活用状況については、60都道府県中、20都県市(33.3%)となっている。

平成16年度

	総数	教員	警察官
全 国	56	50	6
秋 田 県	1	1	0
山 形 県	1	1	0
群 馬 県	1	0	1
東 京 都	2	2	0
石 川 県	1	1	0
岐 阜 県	3	3	0
静 岡 県	1	1	0
滋 賀 県	2	2	0
愛 媛 県	3	3	0
高 知 県	1	1	0
熊 本 県	1	1	0
宮 崎 県	10	10	0
鹿 児 島 県	8	8	0
札 幌 市	3	3	0
さ い た ま 市	1	1	0
京 都 市	2	2	0
神 戸 市	1	1	0
広 島 市	1	0	1
北 九 州 市	6	3	3
福 岡 市	7	6	1

教員・警察官を活用している都道府県・指定都市を計上

④ 行政不服申し立て(異議申し立て及び審査請求)件数年次推移

全 国		平成14年度	平成15年度	平成16年度
1	北 海 道	53	59	45
2	青 森 県	2	4	1
3	岩 手 県	1	1	0
4	宮 城 県	0	0	1
5	秋 田 県	0	0	0
6	山 形 県	1	0	0
7	福 島 県	1	3	1
8	茨 城 県	0	0	2
9	栃 木 県	0	0	0
10	群 馬 県	0	0	0
11	埼 玉 県	4	1	2
12	千 葉 県	0	2	0
13	東 京 都	20	13	12
14	神 奈 川 県	0	5	0
15	新 湯 県	0	0	0
16	富 山 県	0	0	0
17	石 川 県	0	0	0
18	福 井 県	0	0	1
19	山 梨 県	0	1	1
20	長 野 県	1	1	2
21	岐 阜 県	0	1	0
22	静 岡 県	1	1	0
23	愛 知 県	3	3	2
24	三 重 県	2	1	1
25	滋 賀 県	0	3	2
26	京 都 府	0	0	0
27	大 阪 府	2	3	1
28	兵 庫 県	0	2	2
29	奈 良 県	1	1	1
30	和 歌 山 県	0	0	0
31	鳥 取 県	1	1	0
32	島 根 県	0	0	0
33	岡 山 県	1	1	0
34	広 島 県	0	0	0
35	山 口 県	0	0	2
36	徳 島 県	1	0	0
37	香 川 県	0	1	0
38	愛 媛 県	0	0	0
39	高 知 県	0	0	0
40	福 岡 県	1	1	0
41	佐 賀 県	0	0	2
42	長 崎 県	0	0	2
43	熊 本 県	0	1	0
44	大 分 県	0	0	0
45	宮 崎 県	0	0	1
46	鹿 児 島 県	1	2	0
47	沖 縄 県	2	0	0
48	札 幌 市	0	1	0
49	仙 台 市	0	0	0
50	さ い た ま 市	0	0	0
51	千 葉 市	0	1	1
52	横 浜 市	1	0	0
53	川 崎 市	0	1	0
54	名 古 屋 市	0	0	0
55	京 都 市	2	0	2
56	大 阪 市	0	1	0
57	神 戸 市	0	0	0
58	広 島 市	1	0	0
59	北 九 州 市	2	2	2
60	福 岡 市	1	0	1

⑤ 今後の児童相談体制について

【調査結果のポイント】

- 市町村合併、指定都市への昇格等による組織再編
- 離島・遠隔地への支所、分室、駐在の設置
- 虐待対応班（初期対応グループ）の設置

などを検討している自治体が多く見受けられた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・総合療育センターとの業務連携及び障害福祉部門の分割化（神戸市）
- ・17年度に、全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントする児童相談センター化構想を実現予定（三重県）
- ・児童相談センターを移転改築する際に、専門相談機関（児童相談センター、少年センター、教育相談センター）の総合窓口を有する「子ども家庭総合センター（仮称）」を設置予定（平成21年度）（東京都）

など

⑥ 児童相談所における人事異動の基本的な考え方について

【調査結果のポイント】

- 人事異動は、児相独自の基準ではなく、自治体全体の考え方によるものが多い。
- 異動年数としては3年異動を原則とするところが多いが、中には5年、10年という自治体もある。
- 資格要件に着目して、福祉専門職を条件としている自治体も多い。
- 異動場所としては、福祉部局内での異動が多い。
- この他、児童相談所における専門性を確保するための専門性を確保するためには、少なくとも5年10年程度の経験が必要、との指摘も多く見受けられた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・ 福祉職として採用された職員で異動。異動周期は係長、主査以上の役付きは3年程度、主任・一般職は5年程度（新潟県）
- ・ 福祉職員については10年、事務職員については5年を基本としている（大阪市）
- ・ 異動は概ね3年程度であるが、専門性確保の観点から、在任期間の延長を検討（岐阜県）
- ・ 原則、本人の希望を尊重する（群馬県、岡山県）
- ・ 職員の自己申告制度が有り（三重県、兵庫県）
- ・ 福祉専門職員の配置。一般行政職の場合には「職の公募制度」の中で児相への異動希望を受入（静岡県）

など

⑦ 平成11年度以降の職種別職員の増減状況と理由について

【調査結果のポイント】

- 平成12年度から16年度の5年間の職員の増加数は、全国で児童福祉司は500人の増、児童心理司（心理判定員）は88人の増が図られている。
- 増員を図った主な理由として
 - ・児童虐待相談増加への対応
 - ・児童虐待に関する専従組織を設置
 - ・一時保護所の体制強化などが多く挙げられている。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・学校と、より一層の連携強化を図ることを目的に、教員1名づつを全児童相談所に配置（16年度：石川県）
- ・虐待対応班に2班体制に強化（虐待初期対応班に加え、16年度から親子分離後の親子再統合を行う親指導班を設置）（16年度：京都市）

など

⑧ 職員の有する相談技術等の伝播、集積のための取り組みについて

【調査結果のポイント】

- 専門家等のスーパーバイズの活用
 - 対応マニュアル（ハンドブック）の作成
 - 研修受講者が、所内研修等で研修内容を伝達
 - 職場内研修の定期的開催
- などの方法により、相談技術等の伝播、共有化を図っていることが多い。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・困難ケースへの係長の同行訪問（福岡県）
- ・新任職員は約2週間の集中研修を行うとともに約1年間、教育担当職員とペアで業務を遂行など個別指導（大阪市）

など

⑨ 児童相談所職員のメンタルヘルス対策について

【調査結果のポイント】

- 児童相談所職員に特化した対策をとっている自治体はなく、多くの自治体では、全庁職員を対象に実施しているメンタルヘルス専門相談や、メンタルヘルスに関する冊子の作成・配布などにより対応がなされている。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・午後3時の所内での体操や日常生活におけるストレス対策を施すよう指導（岩手県）
- ・ノー残業デーの励行（神奈川県）
- ・長時間超勤者には産業医、看護職による健康相談・保健指導を実施（新潟県）
- ・2~4時間電話相談（長崎県）

など

⑩ 児童相談所の現状認識、バックアップ体制について

【調査結果のポイント】

- 所管課の認識としては、
虐待相談件数の増加と、困難事例の増加により、業務過多、職員の負担が増加している、という現状認識が圧倒的多数を占めている。
- バックアップ体制としては、
 - ・人員要求、配置等による体制強化
 - ・医師や弁護士、医療機関など、関係機関との連携を図る
 - ・研修等を充実させ、職員の専門性の向上に努めているなどの、対策を講じているところが多い。

【自治体からの主な具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・虐待相談が増加し、困難事例も増加、職員は残業が多く、人員不足による業務過多（宮城県、山形県、福島県、奈良県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、京都市、岡山県、千葉市、石川県、新潟県、滋賀県、栃木県、長崎県、大分県、仙台市）
- ・困難事例に即時対応するための体制の整備、児相職員のストレスの低減児相職員の定着などが課題と認識（北海道）
- ・虐待対応に追われ、在宅指導中の家庭訪問や児童の自立支援、親子再統合等に時間をかけることができないと認識。ケースワーカーの増員が課題（島根県）
- ・増員を図ってきていているものの、まだ不十分（岐阜県）
- ・困難性を極める業務が増加してきてることから、専門性の高い職員の量的確保が必要（山口県）
- ・虐待相談は、適切な判断と迅速な対応が必要で、職員の負担が増していると認識（福井県）
- ・相談件数や緊急一時保護が急増し、業務負担が増大（山梨県）
- ・業務が多岐にわたり、職員の負担が大きくなっている（静岡県）
- ・虐待が増加しており、ケースワークが不十分、親子の再統合は不十分と認識（名古屋市）

- ・大変厳しい状況と認識（三重県）
- ・虐待相談の増加に伴い、障害相談等の業務が後回しになる（京都府）
- ・支所の体制強化と本所の夜間・休日体制及びスーパーバイズ機能の強化が必要（秋田県）
- ・職員配置の重点化や専門性を確保・向上するための取り組みが必要（宮城県、沖縄県）
- ・一般職採用が多く、今後研修等を通じてスキルアップ（さいたま市）
- ・処遇困難事例の増などにより、業務の質・量ともに困難な状況を抱えている（横浜市）
- ・虐待ケース、非行ケースの増加による対応が困難を極めている。担当ケース数が多く、管理が不十分。体制整備が必要（川崎市）
- ・相談件数や一時保護人員等、年々増加傾向にあることから、児相の業務は今後も質量共に増すものと思われる（北九州市）
- ・一保が常時定員オーバーで、その滞留化の原因に、児童養護施設の満杯状況がある（福岡市）
- ・子どもに関する区における相談体制を充実していく必要がある（福岡市）
- ・児童虐待・DV等、児童家庭に係る問題が複雑化、深刻化している（広島県）

など

⑪ 死亡事例などに対する検証体制について

【調査結果のポイント】

- 専門家を含めて検証、関係機関を含めての検証及び複数の児童相談所同士での検証といった体制が多い。中には、民間団体等と検証を行う検討会を定期的に開催している事例も見られた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・所内で処遇会議、協議、事例検討を実施。児童精神科医、弁護士、小児科医等の専門家の意見聴取。（和歌山県）
- ・警察、学校等と連携して検証（岩手県）
- ・所内検討→中央児相のサポートチーム検討→児童虐待に精通している第三者委員会の検討（神奈川県）
- ・処遇困難事例は各児相で専門会議を実施、医師や弁護士から継続的に助言を得ることにしている（新潟県）
- ・ケースマネージメントアドバイザー（弁護士、大学教授等）の活用を図り、ケースに対する専門的な検証を行っている（滋賀県）
- ・医師会や弁護士会等関係機関の代表者の集まりで構成される、県児童虐待防止中央連絡会議で、①児相の関わり方等の検証、再発防止のための関係機関への周知等②県下14ブロックにおける、県児童虐待防止地域連絡会議（構成は中央連絡会議と同様）において検証③児相において、事例検討委員会（医師・弁護士等）を開催し検証（福岡県）
- ・大学教授、小児科医等の有識者からなる児童虐待防止専門家会議により、虐待・死亡事例等を検証（兵庫県）
- ・民間団体（F-CAP-C）等と検証を行う虐待事例検討会を定期的に開催している（福岡市）

など

⑫ 貴都道府県（市）における児童相談所の独自の取り組み（相談体制の強化等）について

【調査結果のポイント】

- 回答では
 - ・職員の増員などの人的体制強化
 - ・虐待対応のための専従組織の設置
 - ・弁護士・医師などの専門家によるサポートシステム
 - ・親子再統合に向けた親支援プログラムの実施
 - ・電話相談事業の実施
- などが挙げられている。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・14年度より児童虐待危機介入機能及び虐待児童心理的ケア機能の強化事業を実施、専門性の向上を図る（和歌山県）
- ・16年度から、児相・保健所・県福祉事務所の児童虐待担当職員を相互に兼務する体制とした（岡山県）
- ・14年度から、児童虐待地域サポーターを設置、虐待の早期発見等を行う（山口県）
- ・16年度から、虐待が懸念される家庭に対して、在宅保健師等による「ハイリスク家庭見守りチーム」を設置（山口県）
- ・14年度から虐待相談サポーターの配置。嘱託として、元教員や元福祉経験者を採用（石川県）
- ・16年度より教員の配置（石川県）
- ・15年度より、施設等と連携した児童の家庭復帰の取り組みを促進するため、全児童相談所に家庭復帰支援員（月16日勤務の非常勤職員）を配置（東京都）
- ・ケースマネージメントアドバイザー（弁護士、臨床心理士、通訳者を登録して個別ケース検討会議に活用している（滋賀県）
- ・虐待の判断を適切に行うために児童虐待対応法医学専門医師を設置。児相でとった写真とか病院のカルテを見てもらい、虐待かそうでないか判断してもらっている（愛知県）

- ・14年度から常勤の精神科医を配置（山形県）
- ・15年度に虐待防止活動サポートチームを設置し、予防・啓発・市町村ネットワークの設置促進、施設入所している被虐待児のサポートなどを実施（群馬県）
- ・16年度に相談件数の多い3児相に担当地区を持たない「上席児童福祉司」を配置、ケース担当福祉司を指導・援助する「子ども家庭特別対応チーム」体制をとった（千葉県）
- ・県下市町村は、相談業務の件を受け、積極的に準備に動いている。市の研修を2年前から先取り的に実施したり、研修会の要請には積極的に職員を派遣している。これは、子ども子育て支援課ができ、企画部門での仕事が可能となったためと思われる。（広島県）
- ・16年度から教員を各児相の児童福祉司として配置、学校との連携を図っている（高知県）
- ・16年度から、一時保護機能強化事業（児童の生活指導、学習指導に嘱託職員2名配置）の実施。（仙台市）
- ・「児童相談システム」を作成、ケース情報をコンピュータ管理、相談内容の分析に活用し、担当者間の情報の共有化を図っている（岩手県）
- ・12年度から、児相の圏域ごとに虐待防止ネットワークを設置（山口県）
- ・一時保護、親権の制限等の法的問題に対応するため、弁護士への相談業務をキャプナ弁護団に委託（名古屋市）
- ・シェルター（いじめ、虐待等一時保護施設）の委託運営（名古屋市）
- ・Eメールでの相談受付（名古屋市）
- ・市のHPに24時間気軽に情報提供を受け付けられるよう、虐待防止ウェブを開設（京都市）
- ・14年にNPO法人「子どもの虐待防止ネットワークあいち」と協定締結。研修委託、弁護団に委託（愛知県）
- ・16年度に「ぐんま子ども相談センター」を設置し、幅広い子育て相談に応じるとともに、情報収集、発信を行っている（群馬県）
- ・12年度より、「土曜日の全児相開庁」や「平日1時間（18：15まで）の開館延長」を実施し、当初職員の反発は大きかったが、現在は定着している（埼玉県）
- ・11年度から、子育て中の親子が自由に集いあえる場を各児相において提供し、育児・子育てに伴う精神的負担の軽減を図っている（高知県）
- ・15年度より、再発防止カウンセリング（大学研修室に委託してカウンセリングを実施）（神戸市）
- ・16年度から、ペアレントトレーニング事業開始を機会にケースワーク

のあり方への取り組み（北九州市）

- ・15年度に青少年相談センター、教育相談部門等を統合、利便性の向上
と専門性の強化を図った（福岡市）
など

⑯ 児童相談所における緊急時の対応、休日・夜間の相談体制について

【調査結果のポイント】

- 緊急対応が必要な場合、担当児童福祉司や児童虐待専従職員（組織）を一次的対応者とする自治体が多いが、一時保護所職員や昼夜で対応者を分けている自治体もある。
- 緊急時の対応に対する連絡体制、意志決定方法としては、緊急受理会議等の所内会議を開催し、所長の判断を最終として意志決定する自治体が多い。
- 本庁との連携体制については、本庁若しくは、各児童相談所が緊急時の連絡網等を作成しており、これに沿った形で本庁や児相の各担当と連絡や調整を取り合うといった自治体が多い。
- 休日・夜間の対応状況については、一次的対応者は一時保護所の職員、または専門の相談対応職員等が対応することが多く、そこから、各職員あて緊急連絡が入り、必要に応じて児童相談所の職員が招集されるといった形式が多く見られた。また各職員が当番制で携帯電話を所持している自治体も多かった。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- 緊急事態発生時における本庁との連携体制
 - ・本庁の児童虐待対策監が窓口となっており、緊急時連絡が入る。
連携が必要な場合には、設置要綱に基づき県警本部等との調整に入る（岐阜県）
 - ・児童相談所取扱重要事案報告要領を作成。緊急時の児相から本庁への連絡方法等を定めている。また中央児相と本庁の間に専用回線を引いている（広島県）
- 夜間・休日時における一次的対応者
 - ・施設（子ども障害者相談センター）（和歌山県）

● 夜間・休日の連携体制およびその相談担当者

- ・休日、夜間は4152電話相談員と警備相談員に加え、都内11か所の児相長を含む職員がローテーションにより対応（東京都）
- ・課長・係長が2名体制・1週間交替で携帯を持ち、「24時間こどもホットライン」からの連絡を受ける。原則として、前述の2名が相談に対応する（北九州市）

など

⑯ 業務省力化のための取り組み内容について

【調査結果のポイント】

- 児童相談に関するシステムの設置や、一人一台パソコン、電子決済の導入などの、IT化の推進がいくつかの自治体で実施されていた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・児童相談に関する統計・受理簿についてIT化（群馬県）
- ・一時保護所の業務日誌を、関係職員が閲覧できるよう、ファイルサーバを活用している（滋賀県）

など

⑯ 各関係機関との連携の現状と課題について

① 福祉事務所（家庭児童相談室）

【調査結果のポイント】

●現 状

定期的な連絡会議等を開催、お互いが構成員となるなどの連携。また福祉事務所や児童相談所の双方が主催する会議等への研修講師などへの参加による情報の共有化、等の連携が多く見られる。

●課 題

児童相談所と福祉事務所（家庭児童相談室）の役割分担の明確化、法改正後の福祉事務所（家庭児童相談室）の位置づけ、各福祉事務所（家庭児童相談室）自体の資質が課題であるという自治体が多かった。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・地域の実情に詳しい家児相に訪問や見守り等を依頼している（埼玉県）
- ・施設退所後の指導・援助について、家庭相談員が地域の関係機関の協力を得て行っている（徳島県）
- ・必要に応じて児相職員と同行訪問調査を行っているほか、児相と連携した継続的な見守り活動を行うなど、連携がとれている（鹿児島県）

など

② 児童家庭支援センター

【調査結果のポイント】

●現 状

定期的に連絡会等を開催し、情報交換やケース検討を行っているほか、児童相談所からの委託による、電話・訪問等の相談を行っているという自治体もある。

●課 題

現状の連携体制を大変好評とし、今後児相ごとに設置できないか、委託内容について不登校や虞犯ケース等も依頼できないかという、各児相の補完的活用を検討する自治体がある反面、児童家庭支援センターへの指導委託等を不安視する自治体もあり、評価は分かれた。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

●現 状

- ・24時間体制で相談に応じてくれる（三重県、山口県）
- ・児相に来ることが困難な市民の身近な相談窓口となっている（宮城県、名古屋市）
- ・児相への虐待通報の補完、緊急ケースの一時保護委託等（大阪市）
- ・夜間の緊急保護を依頼することがある（大分県）

●課 題

- ・これまで、児家センが地域住民の相談を受けて児相が後方支援してきた。今後の児家センの役割を明確化する必要あり（石川県）
- ・継続指導が必要な児童について委託しているが、現在の体制から委託児童数が限られることが課題（名古屋市）

など

③ 児童委員・主任児童委員

【調査結果のポイント】

●現 状

各児童相談所や児童委員等が主催する研修会等への参加、個別のケースについてのケース検討会議への参加、虐待ネットワークや虐待専門協議会等へのメンバーとして参加、虐待ケースに関しての家庭状況の把握や同行訪問等による連携が多い。

●課 題

児童相談所が業務過多であるため、主任児童委員等との連携が不十分となってしまうといった児童相談所側の課題を挙げているほか、各自治体内の主任児童委員等の取り組みの個人差や、法の解釈等も含めた資質の向上が必要、守秘義務についての研修が課題といったような、各主任児童委員側を指摘する自治体があった。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

●現 状

- ・地域の児童についての情報を収集し、児童に関する相談・通告を児相へ仲介している（埼玉県）
- ・見守りケース等の協力を依頼（沖縄県、北九州市）
- ・主任児童委員を虐待防止地域協力員として位置づけ、市こどもサポート一の名称で、地域の虐待防止・早期発見や子育て支援の活動を行っている（神戸市）

●課 題

- ・各委員の特徴を知った上でないと連携が難しい。児相として不安を覚える場合、連携を見合わすことがある（石川県）
- ・今後非行児童に対する地域の担い手として期待しているが、業務量の増が懸念される（東京都）
- ・虐待ケースの場合、プライバシーの取り扱いなど問題があり、連携の可否を判断する場合が多い（京都市）
- ・児童委員には守秘義務があるものの、住民はプライバシー意識から情報を発信したがらず、活動にも困難を来たしている（山形県）

など

⑯ 児童虐待防止ネットワークの課題について

【調査結果のポイント】

- 各関係機関自身の意識啓発と役割分担についての明確化を指摘する自治体が多く、その上で、ネットワークをサポート（指揮）する存在（事務局）が必要である、定期的に情報交換の場を設ける、緊急時の対応マニュアル等を作成する、といった提案が多くかった。
- また、ネットワーク設置の低率な自治体もいくつかあり、設置の促進を図ることを課題とする自治体もあった。

【自治体からのその他の具体的な回答内容（ヒアリングによる聞き取りの内容を含む）】

- ・実務担当者によるネットワークだけでなく、予防や支援施策を検討するための幹部職員によるネットワークを設置し、幹部職員の意識を高めることも必要（神奈川県）
- ・まずは市町村役場内で保健・福祉・教育の連携が図られること（三重県）
- ・県は市町村がネットワークのメンバーを確保しにくい場合、関係機関と調整してメンバーの確保に協力する（茨城県）
- ・会議の開催場所を、学校や保育所等の、関係者が集まりやすい場所にする（埼玉県）
- ・都市部は中学校区に1か所のネットワークが必要（徳島県）
- ・市町村が児相と連携して、ネットワークを支える調整役を担うことが機能の向上につながる（北海道）
- ・市町村のネットワークに専任職員及びコーディネイターを配置し、ケース処遇の進行管理をしていく必要がある（岐阜県）
- ・個別ケースについて、こまめにネットワークを創設し、役割分担を決める。ケースの状況に応じてコーディネイターを決め、情報管理を徹底する。以上の繰り返しを地道に実施すること（群馬県）

など